

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市常勤の特別職職員の  
給与に関する条例の一部改正について

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市常勤の特別職職員の給与に関  
する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例及び藤沢市常勤の特別職職員の  
給与に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第12条第1項中「100分の113」を「100分の  
114」に改める。

（藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第  
29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の12」を「100分の14」に改める。

附則第10項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、本市の会計年度任用職員の基本報酬及び常勤特別職職員の地域手当の見直しを行うことに伴い、所要の改正をする必要による。